

判例評釈

〔民事手続判例研究〕

早稲田大学民事手続判例研究会

権利能力なき社団である自治会が前代表者を相手どって
現代表者が別の者であることを求める確認訴訟における
当該社団の当事者適格

東京高判平成26年8月27日判時2242号59頁

(平成26年(ネ)第2312号：預金通帳名義変更等請求控訴事件)

中 本 香 織

〔事案の概要〕

X₁及びYはいずれも都営住宅の住民であり、X₂自治会は同住宅の住民の自治会であった。X₂自治会の当初の規約によれば、「会長、副会長及び会計は、選挙により会員の中より選出し、総会に報告する」(8条)とされており、Yは平成21年4月26日に開催された定期総会において、任期を同日から2年間としてX自治会の会長に選任された。その後、平成22年11月13日に開催された定期総会において会長選挙(以下、「本件選挙」とする)が行われ、X₁が当選している。なお、平成23年5月15日に開催された定期総会において、「会長、副会長及び会計は、選挙により会員の中より選出し、総会の承認により選任される」(8条)との規約の改正がなされている。

X₁は自己が会長に就任したことに伴い、「X₂自治会会長Y」名義となっていたX₂自治会が管理するA信用組合(以下、「本件信組」とする)の預金口座(以下、「本件預金口座」とする)について、Yに対し本件預金口座の名義変更手続を求めたが、Yは、本件選挙が不正に行われたものであることやX₁が前記規約8条の総会の承認を得ていないことを主張してX₁の会長たる地位を争い、本件預金口座の名義変更にも応じなかった。そこで、X₁はYに対し、X₁がX₂自治会の会長の地位にあることの確認(以下、「本件地位確認」とする)を求める訴え及び本件預金口座の名義の変更手続(以下、「本件変更手続」とする)を求める訴えを提

起し (第 1 事件)、X₂ 自治会は Y に対し、本件変更手続、本件地位確認、及び Y が本件変更手続をしないことにより被った損害の賠償 (以下、「本件損害賠償」とする) を求める訴えを提起した (第 2 事件)。

第一審 (東京地判平 26・3・31 LEX/DB25504751) は、第 1 事件について X₁ の訴えをいずれも却下し、第 2 事件については、本件変更手続を求める訴えを却下、本件地位確認を求める訴えにつき請求を認容し、本件損害賠償請求を棄却した。これに対し Y のみが、第 2 事件のうち、Y の敗訴部分を取り消して、主位的に、本件地位確認及び本件損害賠償を求める X₂ 自治会の訴えにつき訴え却下を、予備的に、X₂ 自治会の本件地位確認請求の棄却を求めて控訴した。

〔判旨〕

一部控訴却下、一部控訴棄却 (主位的控訴に係る訴えのうち、損害賠償請求の棄却判決に対し訴え却下を求める部分は控訴の利益なしとして控訴却下、その他の部分については、主位的・予備的控訴共に棄却)。

控訴審における争点は、本件各訴えの①法律上の争訟性、②訴えの利益の有無、そして③ X₂ 自治会及び Y の当事者適格の有無であり、各争点につき東京高裁は次のとおり判示した (以下、「本判決」とする)。

① 法律上の争訟性について

「Y は、本件は、団体内部の自主的・自治的解決によるべき争いであり、直接裁判所において公権的に介入するのが適切な社会的紛争であるとはいえない旨主張する。

しかし、X₁ が X₂ の会長の地位にあるか否か自体は、X₁ が本件規約に従って会長に選任されたか否かを審理することによって判断することができるのであり、司法判断に適すると解するのが相当である。

また、… X₂ は、現に、権利能力なき社団として、会員から毎月相当額の会費を徴収し、これを共用部分の電気料金その他の必要な経費の支払に充てており、その他にも、社会的、経済的な活動の主体となっていることが窺える。そうすると、X₂ の代表者の地位にある者が誰であるかという紛争は、対外的、対内的な関係において派生的、連鎖的に種々の法律上の紛争を生じさせるものであることは明らかであり、裁判所が公権的に介入するのが適切な社会的紛争に当たることは明らかというべきである。」

② 訴えの利益について

「本件において、平成 22 年に行われた本件選挙の適法性及びその本件定期総会における承認の有無が主たる争点となっているとしても、X₂ は、X₁ が X₂ の会長の地位にあることの確認を求めているものであり、これが過去の事実ないし社会

関係でないことは明らかである。

前記のとおり、本件地位確認は、権利能力なき社団である X₂ の対内・対外関係において、派生的・連鎖的に発生し得る法的紛争の前提となるものである。

現に、X₂ は徴収した会費その他の収入を本件各預金口座に入金し、その額は平成23年5月当時約550万円であった。Y は本件各預金口座の通帳を X₁ に引渡したが、届出印は Y が所持しており、また、本件各預金口座の口座名義を変更する手続にも応じていない。そのため、…本件信組は、本件名義変更手続に応じず、X₁ が X₂ の代表者として本件預金を払い戻すことにも応じていなかった。本件信組は、原判決において X₁ が X₂ の代表者であることが確認されたのを受けて、平成26年6月13日の訴訟上の和解で、ようやく本件名義変更手続には応じた。しかし、本件地位確認にかかる訴えが却下されれば、金融機関たる本件信組としては、X₁ を X₂ の代表者とする本件預金の払戻手続には応じられないとする可能性がないではない。

また、本件選挙後も、Y は、X₂ の代表者と称して、本件アパートへの仮移転者の移転への協力依頼を受け、X₂ の物品の対外的な貸し出しをしたことなどがあり、X₂ の代表者が X₁ であるか否かが未確定であると、今後、種々の法的紛争が発生する蓋然性が高い。

以上からは、X₂ の代表者が X₁ であるか否か確認すれば、X₂ の法律上の地位に現に生じている不安ないし危険は除去されるといえるのであって、本件地位確認には即時確定の利益があるといえることができる。

よって、本件地位確認には、訴えの利益があるというべきである。」

③ 当事者適格について

「本件においては、Y は X₂ の前会長であり、X₁ が会長の地位にあることを争うとともに、自らが X₂ の会長であることを前提とする行動を取っている。そして、X₂ が、Y を相手取って本件地位確認を請求し、これを認容する確定判決により、X₂ と Y との間で X₁ が X₂ の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、紛争の抜本的解決に資することは明らかである。

よって、当事者適格も認められる。」(省略・下線等は筆者による、以下同じ)

(1) 〔評釈〕

I. 本判決の意義

本判決は、権利能力なき社団自身が、新代表者の地位を争う者（前代表者）に

(1) 本判決の評釈として、宗宮英俊「本件判批」NBL1048号72頁（2015）、上田竹志「本件判批」法セミ724号120頁（2015）、吉田純平「本件判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）17号181頁（2015）がある。

対し新代表者が社団の代表者であることの確認を求める訴えにおいて、権利能力なき社団に原告適格を、前代表者に被告適格を肯定する。本判決は第一審判決と異なり、最一小判昭44・7・10民集23卷8号1423頁（以下、「昭和44年最判」とする）を引用せず、権利能力なき社団及び前代表者に当事者適格を肯定しているが、その理由については、後述の通り、昭和44年最判を意識したものであるように思われる。昭和44年最判を含む従来の判例理論では、法人の代表者の地位の存否の確認を求める訴訟において誰を被告とすべきか、という点が問題とされてきたが、これと異なり本判決は、権利能力なき社団自身に、社団代表者の地位の確認を求める訴訟における原告適格を肯定した点で、重要な意義を有する。

Ⅱ. 第一審判決と本判決

1. 第一審判決と本判決の異同

本件地位確認について、第一審判決及び本判決はどちらも、権利能力なき社団である X₂ 自治会の原告適格を肯定している。第一審はまず、第1事件の本件地位確認について、「原告 X₁ は、本件訴えにおいて、原告 X₁ と被告との間で原告 X₁ が権利能力なき社団である原告自治会の会長に〔原文ママ〕地位にあることの確認（本件地位確認）を求めている。しかし、権利能力なき社団を当事者とすることなく、当該社団の役員たる地位の確認を求める訴えについては、これを認容する判決が得られても、その効力は当該社団に及ばず、当該社団との間では何人もこの判決に反する法律関係を主張することを妨げられないから、当該役員の地位をめぐる関係当事者間の紛争を抜本的に解決する手段として有効適切な方法とは認められず、したがって、このような訴えは、即時確定の利益を欠き、不適法な訴えとして却下を免れないというべきである（最高裁昭和41年（オ）第805号同44年7月10日第一小法廷判決・民集23卷8号1423頁参照）」として、昭和44年最判を引用し、X₁ の原告適格を否定している。その上で、第2事件の本件地位確認については、X₂ 自治会の「請求を認容する確定判決により、原告自治会と被告との間で原告 X₁ が原告自治会の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、事柄の性質上、何人も同権利関係の存在を認めるべきものであり、したがって、同判決は対世的効力を有するものと解される。そして、この場合には、誰が原告自治会の代表者の地位にあるかを対世的に確定することが、代表者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段として有効適切な方法であるというべきである。」として、X₂ 自治会の原告適格及び即時確定の利益を肯定している。

このように第一審判決は、昭和44年最判と同様に、団体の代表者の地位確認請求を認容する判決が対世的効力を持つことを指摘するが、本判決は第一審判決と

異なり昭和44年最判を引用せず、また、対世的効力の有無についても言及することなく X₂自治会の原告適格を肯定している。もっとも、本判決の、「これを認容する確定判決により、X₂とYとの間でAがX₂の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、紛争の抜本的解決に資することは明らかである。」との判示は、第一審判決及び昭和44年最判の判旨と酷似するものである。X₂自治会とYとの間でX₁の「組織法上の地位」を確定することが「紛争の抜本的解決に資する」という判旨の文言からしても、本判決も第一審判決と同様に、対世的効力を肯定するものであると考えられる。本件第一審判決と異なり本判決が昭和44年最判を引用しなかったのは、本件事案において社団自身が原告となっており、訴訟物たる組織法上の地位が訴訟当事者ではない「X₁の組織法上の地位」であることから、本件は昭和44年最判とは異なる事案であり、同最判が直接には妥当しないと考えたことによるものであろう。

2. 問題の所在

以上のように、本判決が昭和44年最判や第一審判決と同様に対世的効力を肯定するものであるとしても、昭和44年最判の示した結論及びその理由が、なぜ権利能力なき社団を原告とする本件にも妥当するのかが明らかでない。そこで、本判決にも昭和44年最判の射程が及ぶか否かをもとに、権利能力なき社団の代表者たる地位を確認する訴訟において、いかなる理由で、誰に当事者適格が認められるのかを検討する。

なお、本判決においては、法律上の争訟性及び訴えの利益も問題となっているが、この2点については、当事者適格に関する問題に必要な範囲で適宜検討する。また、本判決に関連して、団体における総会決議の無効確認訴訟等の当事者適格も問題となるが、本稿では団体の内部紛争のうち、代表者・理事等（以下、「代表者等」とする）の“地位確認訴訟”に焦点を当てて検討を進める。

Ⅲ. 法人の内部紛争における当事者適格

1. 昭和44年最判

本判決が、X₂自治会の請求を認容する判決に対世的効力を肯定する理由はいかなるものかを考察する前提として、まず、第一審判決が引用し、本件と同様に

(2) 本稿での「団体」には、法人及び権利能力なき社団を含むものとする。

(3) 学説上は、決議の効力を争う訴え及び代表者等の地位の存否を争う訴えを、法人の内部紛争に関する問題として一括りに論じるものが多数であるが、会社・法人の理事及び役員の地位を争う訴訟は、当該理事及び役員の訴訟上の取扱いがとりわけ問題となることから、法人における決議の効力を争う訴訟と区別して論じるべきとするものとして、本間靖規「判決の対世効と手続権保障（二・完）」龍谷19巻1号82頁（1986）。

地位確認請求を認容する判決に対世的効力を肯定した昭和44年最判を検討する。同判決の事案及び判旨は以下のようなものである。

宗教法人 A 寺の住職であったが A 寺に辞任する旨の退職願を提出した原告 X が、A 寺住職の任免権を有する包括宗教法人 Y₁ と新たに A 寺の責任役員及び代表役員に就任した Y₂ を相手に、自己の辞任の意思表示が無効であると主張して、自己が宗教法人 A 寺の住職・責任役員・代表役員の地位にあることの確認を求める訴えを提起した。

第一審は請求を棄却。X が控訴したところ、控訴審は第一審判決を取り消し、住職たる地位の確認を求める訴えについては訴え却下、責任役員及び代表役員の地位の確認を求める訴えについては請求を認容した。これに対し Y₁ 及び Y₂ が上告。最高裁は次のように述べ、原判決を破棄し、自判した。

「被上告人は、本訴において、宗教法人 A 寺を相手方とすることなく、上告人らに対し、被上告人が同宗教法人の代表役員および責任役員の地位にあることの確認を求めている。しかし、このように、①法人を当事者とすることなく、当該法人の理事者たる地位の確認を求める訴を提起することは、たとえ請求を認容する判決が得られても、その効力が当該法人に及ばず、同法人との間では何人も右判決に反する法律関係を主張することを妨げられないから、右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段として有効適切な方法とは認められず、したがって、このような訴は、即時確定の利益を欠き、不適法な訴として却下を免れないことは、当裁判所の判例の趣旨とするところである（最高裁昭和39年（オ）第554号同42年2月10日第二小法廷判決民集21卷1号112頁、同39年（オ）第1435号同43年12月24日第三小法廷判決裁判集民事93号登載予定参照）。法人の理事者が、当該法人を相手方として、理事者たる地位の確認を訴求する場合にあっては、②その請求を認容する確定判決により、その者が当該法人との間においてその執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、事柄の性質上、何人も右権利関係の存在を認めるべきものであり、したがって、右判決は、対世的効力を有するものといわなければならない。それ故に、法人の理事者がこの種の訴を提起する場合には、当該法人を相手方とすることにより、はじめて右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決することができることとなる。」

2. 学説

昭和44年最判は、直接的には確認の利益（即時確定の利益）の問題について述べた判決であるが、確認訴訟において、当事者適格の存否は確認の利益の存否の判断に包含される（後掲注（20）参照）。学説上はもっぱら、（権利能力なき社団を

含まない“法人”の内部紛争における当事者適格、特に被告適格に関して議論がなされているため、ここでは、法人の内部紛争における議論として紹介する。

まず、法人の代表者の地位確認請求の認容判決に対世的効力を肯定する理由は、一般に、法的生活の安定性ないし取引の安全の要請から、団体をめぐる法律関係を画一的に確定する必要があることによる、とされる。法人の代表者等は、法人の機関として対外的活動を行う者であり、法人と取引を行う第三者にとって、当該法人の代表者等が誰であるかは取引上重要な事項である。第三者ごとに代表者が異なるという事態が生じると、法人を取り巻く法律関係に混乱を来すおそれがあることから、誰が法人の代表者等であるかを法人及びその利害関係人全てにおいて画一的に確定することは、必要不可欠であるといえる。誰が法人の代表者等であるかといった問題が争われる訴訟においては、法人にとって基本的な法的地位の存否が、通常の確認訴訟におけるのと同様に相対的に定められたのでは、法人をめぐる法律関係が著しく混乱するおそれがあるため、株主総会決議を争う訴訟におけるのと同様に、判決効を関係者全員に及ぼし、紛争を根本的ないし合一的に解決することが要請される。これを前提に、被告適格を有するのは誰かという点について、学説上議論がなされている。

(i) 中田説（通説的見解）

中田教授は、身分関係や会社その他の社団関係での確認訴訟を、通常の確認訴訟ではなく特殊（合一）型の確認訴訟であるとし、この種の確認訴訟では、紛争を単に個々の訴訟の当事者間で相対的にのみ確定するのではなく、むしろ関係者全員の間で画一的に確定することが必要であるとして、関係者全員に判決の既判力が拡張されることを認める。そしてこのことは、訴訟の原告に社団関係自体に対し一種の支配干渉をなす権能を認めることになるから、訴えの利益及び当事者適格があるというためには、原告個人の一面的な利害ではならず、社団関係の適正な運営を維持するについての全面的な利害を有しなければならないとした上で、原告適格が認められる者を限定し、被告適格は常に会社に認められる、と述べ⁽⁵⁾る。

(ii) 谷口説の批判

団体内部関係の画一的確定の要請があるという前提から出発し、この要請を容れるためには判決に対世的効力が認められなければならない、そのような判決を受ける訴訟の当事者適格はいかなる者に認められるか、という通説的な発想方法に

(4) 柳川俊一「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇昭和44年度（下）』757頁（法曹会、1971）、本間義信「判批」民商63巻1号72-73頁（1970）、五十部豊久「判批」別冊ジュリスト76号（判例百選〔第2版〕）57頁（1982）等。

(5) 中田淳一「確認訴訟の二つの類型」論叢60巻1・2号196頁以下（1954）。

対しては、谷口教授からの批判がある。

谷口教授は、中田教授の採る、団体内部訴訟での画一的確定の要請から全面的利害関係を持つ者に当事者適格を肯定するという思考は逆である、と指摘し、次のように述べる。まず、全面的利害関係を持つからこそ問題の法律関係に干渉する権限が認められ、これが訴えの利益の根拠となる。そして、このような干渉権限を認めた以上は、単に相対的な判決効を認めるのみでは「干渉」という訴えの目的を達することができず、したがって訴えの利益もまた認められないことにならざるをえないので、判決の効力を第三者に拡張することによってかような干渉権限を認めたことの実質を確保しているのである。つまり、全面的利害関係を持つ者が当事者として訴訟を進行しているから充実した訴訟追行が期待でき、それゆえに判決効を対世的に拡張することが正当化される、という。さらに、利害が最も鮮明に対立する者を当事者とするのが適切な訴訟追行という観点から望ましく、直接の対立利害関係人を原告及び被告とすべきであり、法人の内部組織上の紛争においては、法人自身はかかる意味における直接の利害関係人ということができず、当事者適格を全く否定すべきであるとする。⁽⁶⁾

(iii) その後の学説

谷口教授の批判を受けて、学説は様々な展開を見せた。以下、代表的なものを紹介する。

株主総会の決議を争う訴訟を例に取れば、株主全員を相手に訴訟をするというのが本来的であり、それが現実的でないとすれば、株主全員の意見を代表することができる者が被告となるべきであり、それは会社（法人）ではないか、とする福永説⁽⁷⁾、原告株主以外の会社関係者を、原告と対立する派の株主・役員と、どちらにも属せず積極的関心を持たない一般株主・役員とに分け、被告適格は、前者の対立派を代表する者と後者の一般株主を代表する会社の両者にある（類似必要的共同訴訟）、とする中島説⁽⁸⁾、谷口説を徹底するも、団体は、総会決議の効果が帰属する主体であるから判決の名宛人となっていなければならず必要的被告であるが、これは原告が被告の選択に迷わないようにするため、すなわち訴訟を適法に成立させるために採られる構成にすぎず、当事者として具体的な訴訟活動をす

(6) 谷口安平「判決効の拡張と当事者適格」中田淳一選暦『民事訴訟の理論（下）』53頁以下（有斐閣、1970）（同『多数当事者訴訟・会社訴訟—民事手続法論集第2巻』201頁以下（信山社、2013）所収）。

(7) 福永有利「法人の内部紛争の当事者適格」鈴木忠一＝三ヶ月章監『新・実務民事訴訟講座1』337頁（日本評論社、1981）（同『民事訴訟当事者論』384頁以下（有斐閣、2004）所収）。

(8) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について（三）」判タ538号39頁（1984）。

ることは許されない、とする山本（克）⁽⁹⁾説、代表者等の地位を争う訴訟は会社・法人の組織法上の問題であって、会社・法人自身がこれに密接な利害関係を持つこと、及び会社・法人を当事者とすることによって法律関係の画一的確定が得られるという実際上の必要から、会社・法人が第一次的当事者資格をもつ、とする本間（靖）⁽¹⁰⁾説、等が挙げられる。

なお、被告適格と対世的効力の問題はどちらが先決問題であるかについて、両方向共に考えるべきである、との見解も存する⁽¹¹⁾。この点について、昭和44年最判が、法人を当事者とする判決が「対世的効力」を有するが故に「紛争を根本的に解決することができる」と述べていることからすると、判例の思考順序は中田説に親和的であろう。

3. 分析及び検討

(1) 引用判旨①について

判旨①は、最二小判昭42・2・10民集21巻1号112頁、最三小判昭43・12・24集民93号859頁（以下それぞれ、「昭和42年最判」、「昭和43年最判」とする）が既に示した点である。もっとも前者は、合資会社の社員が他の社員を相手方として、同社員が同会社の無限責任社員ではないことの確認を求める訴えが、即時確定の利益を欠き不適法であるとした原判決を維持する旨を述べるのみである。判旨①は、法人の理事者たる地位の確認を求める訴えについては、法人を当事者としなければ判決の効力は法人に及ばないので、法人を当事者とせず提起された訴えは紛争を根本的に解決する手段として有効適切な方法ではない、とするものであるが、言い換えれば、当該訴えにおいては法人を当事者（被告に限るものではない）としなければならないと述べるものである。しかし、引用される2つの判決においてもその理由は述べられておらず、なぜ法人を当事者としなければならないかについては、引用判旨後半で初めて示される。

(2) 引用判旨②について

昭和44年最判が訴え却下の自判をする理由の2点目として挙げたのが、判旨②である。判旨②においては、法人を相手方として勝訴すれば、法人との間で（i）「組織法上の地位」にあることが確定されるのであるから、「事柄の性質上」何人もこれを認めるべきものであり、（ii）判決は「対世的効力を有する」と述べられているが、ここでいう「組織法上の地位」及び「対世的効力」とは具体的にいかなる内容を有するものであろうか。

(9) 山本克己「判批」民商95巻6号139-140頁（1987）。

(10) 本間（靖）・前掲注（3）82頁。

(11) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第2版補訂版〕』309頁（有斐閣、2013）。

(i) 「組織法上の地位」について

法人の「組織法」について参考となるのが、会社の「組織」に関する訴えの被告適格を規定する会社法834条である。同条は「会社の組織に関する訴え」を列举しており、その訴えの内容をおおまかに分類すると、会社の設立無効及び解散、会社の合併や分割等、新株発行の無効等、総会決議の無効確認や取消し等に関するもの、すなわち、会社の存立自体に関する事項、会社の基礎の変更に関する事項、会社の構成員の地位に関する事項、会社の意思決定に関する事項であり、これらは会社の基礎となる法律関係に関する事柄、つまり会社の「組織」に関する事項である。このような組織に関する事項は、もっぱら会社内部で決定されるものである。

通常の法人においても、法人の設立や構成員の地位等、法人の基礎となる法律関係に関する事項は、法人の「組織」に関する事項として、もっぱら法人内部で定められるものである。そして、法人の理事者は、法人の構成員と同様に法人の存在が前提となって認められるものであり、いかなる者が法人の理事者となるかは法人内部で定められるものであるから、法人の基礎となる法律関係であり、したがって法人の「組織」に関する事項である。このような法人の理事者という「組織法上の地位」の存否について、法人の内部関係者や取引関係にある者等の第三者は、個人的に支配干渉しうべき実体上の権能を有するとはいえず、したがって、法人と理事者との間で当該地位について有効に判決どおりの処分行為が行われたのと同様に、判決の結果を承認すべき法的地位にある、と考えられる⁽¹²⁾。

昭和44年最判の事案における確認対象は、法人の理事者たる地位、すなわち組織法上の地位である。判例理論上、当該地位を争う個人同士が原告及び被告となる場合、当該地位は法律上の地位であるとして確認対象の適切性は否定されていないが、当該地位を確認することで紛争の抜本的解決に資さないため、即時確定の利益が否定される⁽¹³⁾。

団体の代表者等の地位には、組織法上の地位の他、それに付随して得られる名誉、社会的名声、加えて報酬や待遇といったプラスアルファの利益が生じる。自身が代表者等であると主張する私人同士の争いでは、このプラスアルファの利益

(12) 柳川・前掲注(4)760頁。なお、本間(義)・前掲注(4)73頁は「法人における組織法上の地位に関しては、利害関係人以外の第三者は実体法上これに容喙する権能なく、利害関係人間で定められた地位を承認しなければならない」と述べるが、ここでいう「利害関係人」には昭和44年最判の事例におけるY₂も含まれるとする点で、柳川解説と異なる見解を採用するものであると思われる。

(13) 昭和42年最判、昭和43年最判参照。

が当該私人のどちらに帰属するかという紛争が背後に存在するのが通常である。そうすると、個人間で確認されているのは、誰が代表者等であるかという地位ではあるが、団体を離れた個人固有の地位に過ぎず、「組織法上の地位」ではないといえ、個人間で当該地位を確認したところで、団体をめぐる紛争の抜本的解決は得られないのである。

加えて、判例が法人を当事者とする事で「組織法上の地位」を確定することができることと述べていることからすると、判例は、「組織法上の地位」の確定は法人を当事者としてしかなしえないと解しているように思われる。これは、「組織法上の地位」が個人の処分権には属さず、もっぱら法人における意思形成により処分がなされるものであることによると考えられる。

(ii) 「対世的効力」について

先に紹介した諸学説において示されているように、このような法人の理事者たる地位は、法人における基本的な法律関係であり、それを前提として団体の運営がなされるものであることからすると、法的生活の安定性ないし取引の安全の要請からして、この種の訴訟においては、その判決により法律関係の画一的確定を図る必要がある。これが法人の理事者たる地位確認請求を認容する判決の「事柄の性質」の内容であり、昭和44年最判が当該認容判決に対世的効力を肯定した理由⁽¹⁴⁾であると考えられる。

もっとも、「事柄の性質上」何人も判決の内容を承認すべきであるとしても、その理由は団体構成員とそれ以外の者とていささか異なる。

まず、団体構成員以外の対外的な第三者は、団体と取引関係にある者であっても、前述のように、当該団体の代表者等の組織法上の地位について実体法上支配干渉する権能を有しない。そうすると、団体と代表者等の間で誰が代表者等であるかを確定する判決がなされた場合、そのような第三者は当該判決を承認しなければならない地位にあるといえる。また、仮に当該第三者が後に代表者等の地位を争う訴訟を提起したとしても、そもそも代表者等の地位に関し実体法上支配干渉しうべき地位に無いのであるから、当該第三者には当事者適格（ないし確認の利益）が欠けるであろう。すなわち、代表者等と団体との間で行われた訴訟の判決効を前提とするまでもなく、当該第三者は代表者等の地位を争いえず、当該訴訟においては当事者適格を有しないのである。

また、昭和44年最判の事案において、宗教法人 A 寺の代表役員・責任役員の地位は、「A 寺の住職の職にある者をもって充てる」とする A 寺規則の定める所により取得されるものであり、法人の構成員は何ら代表役員及び責任役員の選任

(14) 五十部・前掲注(4)58頁。

に関与しない。そうすると、当該法人の構成員らも、代表役員及び責任役員の地位に関し実体法上支配干渉しうべき地位に無いことから、判決の既判力が及ぶか否かにかかわらず、当該地位を争いえないのである⁽¹⁵⁾。

もともと、昭和44年最判の事案と異なり、構成員は法人の代表者等を選任するにあたり意思形成過程に関与する権限を有する場合も多いことから、このような構成員は、法人の組織法上の地位について実体法上支配干渉しうべき権能を有するように思われる。しかし、そのような意思形成過程への関与が肯定されるのであれば、代表者等として選任された者の地位を容認しなければならない(例えば、代表者等の選任は構成員及び議決権の各過半数で決するとされている場合、反対の議決権を行使した者も、適法に選任決議がなされたのであれば、選任された代表者の地位を認めなければならない)。これは訴訟の場面においても同様⁽¹⁶⁾に解することができるであろう。すなわち、「組織法上の地位」を処分することができる法人自身が当事者となり、当該「組織法上の地位」が訴訟において確定される場合、構成員は意思形成過程へ関与できる者として当該訴訟に参加する機会が与えられていれば、誰が代表者等であるかという組織法上の地位に関する団体の意思決定は一つしかありえないことも考慮すると、構成員は法人を名宛人とする判決で確定された「組織法上の地位」を容認しなければならない、と解することができる。そのような意味で、構成員については、対外的な第三者とは異なる根拠により、法人の組織法上の地位について実体法上支配干渉しうべき権能が否定される。

結局のところ、(法人との間で代表者等の地位を争っている自称代表者以外の)構成員や対外的な第三者には、判決の既判力が拡張されるのではなく、そもそも組織法上の地位について実体法上支配干渉しうべき権能がないために当該地位を争う訴訟の当事者適格が認められず、したがって代表者等と法人との間の訴訟の判決を容認するしかないという限度で、当該判決は「対世的効力」を有するのであ

(15) 中田教授が「一般第三者がこの判決から蒙る効力は、既判力でなく、むしろ事実効(又は反射効)である」と解するのと同趣旨である。もともと中田教授は、私見と異なり、関係者には「判決の既判力が」拡張されるとする。この点につき、中田・前掲注(5)196頁、204頁参照。

なお、船越隆司「判批」別冊ジュリスト37号(宗教判例百選)47頁(1972)は、構成員は法人を組成するものであるから、組織法上の分野においては、その訴訟が適法なる代表者によって追行された限り、既判力は構成員にも生じ、構成員でない部外者は判決の事実上の効力(反射効)を受け、拘束されるとする。

(16) 例えば、マンション管理組合法人の理事の選任(区分所有法49条8項、25条1項、39条)。決議要件は若干異なるが、株式会社の取締役の選任(会社法329条1項、309条1項)において反対の議決権を行使した株主も、選任された取締役の地位を認めるべき構成員に含まれる。

る。

なお、対世的効力を肯定する実定法上の根拠の欠缺が問題となるが、この点に関しては、昭和44年最判の調査官解説において、①旧商法252条（会社法838条）の類推適用による判決の効力の拡張、または②実体的法律関係との結合⁽¹⁷⁾によって判決に反射的效果としての効力の拡張を認める方法が提唱されている。法人の構成員及び対外的な第三者らが、組織法上の地位に関し実体法上支配干渉しうべき権能がなく、法人が当事者として受けた判決を争いえないという意味でのみ「対世的効力」を肯定できるのであるから、これを「反射的效果」と呼ぶか否かは別として、法律構成としては、実体的法律関係との結合により「対世的効力」を肯定する②が妥当⁽¹⁸⁾であろう。

（3） 法人の被告適格及び構成員の訴訟への関与について

判例上、当事者適格の有無は、「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決⁽¹⁹⁾をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるか」という基準で判断される。また、確認訴訟においては、当事者適格の判断は確認の利益の判断に包含されるのが通常である。もっとも、昭和44年最判では、宗教法人 A 寺を被告とすることで「紛争を根本的に解決することができる」と述べていることから、確認の利益（即時確定の利益）の存否を判断する前提として当事者適格（被告適格）の判断がなされている。これは、組織法上の地位の確認を求める訴訟においては、法人を当事者とする⁽²⁰⁾ことで、当該訴訟の請求認容判決が「対世的効力」を有することが前提となっているためである。当事者適格の判断基準に当てはめれば、「**法人の意思形成によってのみ処分可能な『組織法上の地位』**という訴訟物との関係で、**対世的**

(17) 柳川・前掲注（4）759頁。

(18) もっとも、旧商法252条（及び会社法838条）は、第三者に対して既判力を及ぼす規定と説明されるのが一般的であるが（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（1）』445頁〔小橋一郎〕（有斐閣、1985））、法人の組織に関する事項が争われている訴訟において、法人を当事者として請求認容判決がなされた場合、当該事項について実体法上支配干渉しうべき権能のない者（＝当該訴訟の当事者適格を有しない者）は当該判決を（そもそも）争えないという意味で、判決は「対世的効力」を有するという、組織法の一般論を法律上特別に規定したに過ぎないものとも解することができる。このように解することができるならば、本文中の①及び②の解釈にさほど違いはないことになる。

(19) 最大判昭45・11・11民集24巻12号1854頁、最三小判平6・5・31民集48巻4号1065頁等。

(20) 兼子一『新修民事訴訟法体系 [増訂版]』159頁（酒井書店、1965）、新堂幸司『新民事訴訟法 [第5版]』271頁（弘文堂、2011）等。

効力を有する判決を得ることができる法人が当事者として訴訟を進行し、本案判決を受けるのが、当該紛争の解決のために必要で有意義」なのであり、要するに、「対世的効力」を生じる判決を得ることができるからこそ法人に当事者適格が認められるのである（対世的効力が先で被告適格は後、という関係にある）。

なお、昭和44年最判では述べられていないが、当事者でない第三者の代表者たる地位の積極的・消極的確認が訴訟において求められる場合、請求認容判決が対世的効力を有することから、自称代表者（昭和44年最判の事案では Y_2 ）が訴訟に関与すべきか否かが問題となる⁽²¹⁾。

学説上は、当該第三者にも法人とは独立して当事者となる地位を認めるべきとする見解⁽²²⁾、当事者適格を肯定し必要的共同訴訟と解する見解⁽²³⁾、共同訴訟的補助参加をすれば足りるとする見解⁽²⁴⁾、等が主張されている。

昭和44年最判は、法人を被告としなければならず、かつ、法人を被告とすれば足りる旨を判示したものであると解する見解が多い⁽²⁵⁾。先の検討からすると、法人における「組織法上の地位」を訴訟で画一的に確定することにつき、法人を当事者とすれば画一的確定を図ることができるため（法人を当事者とすれば対世的効力を肯定できるため）、画一的確定という観点からは、法人に当事者適格を肯定すれば必要かつ十分であるように思われる。なお、既に述べたように、「対世的効力」

(21) 下級審判決は、代表者等の地位の積極的確認については法人のみを被告とすべきと解するものが多数であり（千葉地判昭41・12・20金判344号8頁、静岡地沼津支判昭43・7・3判タ226号168頁、京都地判昭47・9・27判タ285号171頁、東京地判平12・5・18判タ1095号256頁等）、第三者が代表者等の地位にないことを求める消極的確認については、法人と当該第三者の双方を被告とする必要があるとするもの（前掲昭和47年京都地判）、法人のみに被告適格が認められるとするもの（東京高判平5・3・24判タ839号241頁、東京高判平6・5・23判時1544号61頁）に見解が分かれる。

なお、昭和44年最判の事案においては、後任代表役員である Y_2 が宗教法人A寺の代表者として本件訴訟を進行することになるのであるから、これによって Y_2 の手続保障は実質的に充たされていると考えられ、 Y_2 に格別の訴訟上の地位を認める必要はないと解するものとして、日比野泰久「判批」別冊ジュリスト226号（判例百選 [第5版]）37頁（2015）。

(22) 福永・前掲注（7）337頁。ただし、固有必要的共同訴訟を要求する趣旨か、相対的解決をも許す趣旨かは明らかでない。

(23) 固有必要的共同訴訟と解するものとして、高橋・前掲注（11）314頁。類似必要的共同訴訟（ただし、利害関係人は単独では当事者適格を有しない）と解するものとして、高地茂世「法人の内部紛争をめぐる訴訟における当事者適格」法論56巻5号167頁（1983）等。

(24) 本間（靖）・前掲注（3）96頁。

(25) 本間（義）・前掲注（4）68頁、八田卓也「判批」別冊ジュリスト169号（判例百選 [第3版]）42頁（2003）等。

とは既判力が及ぶわけではないが、当事者以外の他の構成員は、当該地位につき実体法上支配干渉しうべき権能がないことから、法人及び組織法上の地位の存否を争う相手方を名宛人としてなされた判決を後に争うことができない。そこで、当事者適格が認められないとしても、判決を後に争うことができない者として、共同訴訟的補助参加をなしうると考えることはできないだろうか。⁽²⁶⁾

IV. 本判決の検討

1. 昭和44年最判の射程

では、本件においても、昭和44年最判と同様の理由で、権利能力なき社団が旧代表者に対し第三者（新代表者）が代表者たる地位を有することの確認を求める訴訟における請求認容判決に対世的効力を認め、かつ、社団及び旧代表者にそれぞれ原告適格・被告適格を肯定することができるか。

まず、昭和44年最判の射程が本判決に及ぶか否かを検討する。

(1) “法人”を当事者とする昭和44年最判の射程は権利能力なき社団に及ぶか

昭和44年最判は、宗教“法人”内部での、理事者たる地位の積極的確認を求める訴えにおける当事者適格を判断しており、団体の内部紛争に関する学説上の議論も、もっぱら法人に関するものが中心となっている。そこで、昭和44年最判が権利能力なき社団にも妥当するか否かが問題となる。⁽²⁷⁾

権利能力なき社団は法人格を欠くが、民事訴訟法29条により訴訟上は法人に準じた取扱いがなされる。しかし、法人については、その実体及び組織についての規定が法律上置かれているのに対し、権利能力なき社団にはそのような規定が存しない。もっとも、権利能力なき社団も団体としての意思決定に基づいて活動している以上、内部紛争に際して、社団の代表者たる地位を確認訴訟によって確定することが、紛争の抜本的解決に資することは当然であるし、権利能力なき社団も対外的な法律関係を生じる点は法人と同様であるから、当該確認訴訟の請求認容判決が「対世的効力」を持つことが必要であるといえる。

また、昭和44年最判は、「組織法上の地位」を確定する判決に対世的効力を肯定することから、法人が組織的に運営されていることを前提に対世的効力を認め

(26) 共同訴訟的補助参加は、当事者適格を持たない第三者に判決の既判力が拡張される場合に肯定されるのが通常であるが、明文の規定なく認められている参加形態であり、厳密には「訴訟の結果を後に争うことができない（にもかかわらず当該訴訟に当事者として関与できない）」第三者に参加が許容されると解することも可能であろう。

(27) 権利能力なき社団の構成員が社団に対し提起した総会決議無効確認訴訟の請求認容判決の効力は、第三者に拡張される、と判示したものとして、大阪高判昭52・1・25判時870号104頁（以下、「昭和52年大阪高判」とする）参照。

るものである。権利能力なき社団については、判例上、社団性を肯定する要件として、団体としての組織が備えられていること、団体が構成員から独立していること、団体としての運営方法が確定していること等が挙げられ⁽²⁸⁾、学説上はこれを、i 対内的独立性、ii 財産的独立性、iii 対外的独立性、iv 内部組織性として整理するのが一般的である⁽²⁹⁾。これらの要件を充足し社団性が認められる団体においては、内部規律により社団の運営方法が確立しているのが通常である。そうすると、判例・通説上「権利能力なき社団」と認められるような団体についても、法人と同様に組織的に運営がされているといえるであろう。また、権利能力なき社団においていかなる者が代表者となるかは、通常、社団の内部規律において定められているものであり、かつ、もっぱら社団内部で決定される事項である。そうすると、権利能力なき社団の代表者たる地位は「組織法上の地位」であるといえ、第三者が当該地位について実体法上干渉しうべき事柄ではない⁽³¹⁾。

よって、昭和44年最判の射程は、権利能力なき社団における代表者たる地位を主張する者が、社団に対し、代表者たる地位の確認を求める訴えにも及ぶと解することができる。

(2) 昭和44年最判は、法人が被告ではなく原告となることをも許容するものか

また、昭和44年最判は、自己が宗教法人の理事者たることを主張する者が、自己の理事者たる地位の積極の確認を求める訴えを提起する場合には、「当該法人を相手方とすることにより、はじめて右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決することができることとなる。」として、自己の地位を主張するものに原告適格、法人に被告適格を肯定している。これに対し本件では、権利能力なき社団自身に原告適格を、現代表者とされる者の代表者たる地位を争う者(旧代表者)に被告適格を肯定している。この点についても、学説上はもっぱら、

(28) 最一小判昭39・10・15民集18巻8号1671頁、最一小判昭42・10・19民集21巻8号2078頁等。

(29) 伊藤眞『民事訴訟の当事者』26頁以下(弘文堂、1978)。

(30) もっとも、法人にも組織性の差異があると同様に、権利能力なき社団にもその組織性に差異はありうるが、ここでは最低限度充たすべき組織性は備えている、という意味である。

なお、昭和52年大阪高判・前掲注(27)の判例批評である、伊藤眞「判批」昭和52年度重判解(ジュリスト臨時増刊666号)126頁(1978)は、権利能力なき社団が組織的に運営されていることに着目し、社団に対する判決の効力が第三者に対しても及ぶことを肯定する。

(31) 上田・前掲注(1)120頁は、本件は、氏が宗教法人に対し第三者が代表役員たる地位にないことの確認を求める訴えにおいて氏子の原告適格を否定した、最三小判平7・2・21民集49巻2号231頁の反対形相であると指摘する。氏は実体法上、代表役員の地位に支配干渉しえないのであり、同判決はまさに、第三者が、実体法上法人の「組織法上の地位」に支配干渉しうべき地位にない場合についての判断を示したものである。

団体の内部紛争における訴訟の“被告適格が誰に認められるか”、という議論がなされており、団体自身が原告となるケースについては十分な検討がなされていないように思われる。

もっとも、誰が代表者等であるかについて団体が当事者として判決を受け、訴訟物となっている代表者等の地位、すなわち「組織法上の地位」について画一的確定が必要であることは、団体自身が原告となる場合と被告となる場合とで変わらない。また、本件のように、団体が代表者等であるとする者とは異なる者が、自己が代表者等であると主張する場合、団体自身に代表者等が誰であるかを訴えをもって確定させる必要、すなわち団体自身の訴権保護の必要性が認められる。そうすると、権利能力なき社団が原告となり、代表者たる地位を争う者に対し代表者たる地位の確認を求める訴えを提起する訴訟において、当該社団及び相手方に、原告適格及び被告適格がそれぞれ肯定されると考えることができる。

2. 新代表者 X₁ の訴訟への関与について

本件訴訟の訴訟物は「X₁の組織法上の地位」であるが、X₁自身は訴訟当事者とはなっていない。そこで、代表者とされる X₁ を訴訟当事者として訴訟に関与させるという手続保障の必要の存否が問題となる。

本件は昭和44年最判の事案とは異なり、社団が原告となり、訴訟当事者ではない第三者たる X₁ の組織法上の地位の確認を求めるものである。もっとも、当該訴訟の訴訟物たる「X₁の組織法上の地位」は、X₁ 固有の法律上の地位ないし利益を離れ、組織的に運営がなされている権利能力なき社団である X₂ 自治会固有の地位である。一般論として、そのような社団自身が有する社団固有の地位の確認を求める訴えにおいては、当該社団を原告とすれば十分な訴訟追行が期待でき、さらに当該社団を判決の名宛人とする事で判決は対世的効力を有するのであるから、紛争の抜本的解決のためには、当該社団を原告とすれば必要十分である⁽³²⁾。なお、本件事案においては、X₂ 自治会が社団の代表者であると主張する者は X₁ であることから、X₂ 自治会の代表者として実際に訴訟の場で訴訟追行をなすのは X₁ 自身であり、この点は特に問題とならないであろう。

V. おわりに

本件の分析をまとめると、権利能力なき社団が代表者たる地位を主張する者に対し第三者が代表者であることの確認を求める訴えにおいて、昭和44年最判と同様に、権利能力なき社団を当事者として請求を認容する判決に「対世的効力」を

(32) 吉田・前掲注(1)184頁は、X₁の手続保障の観点から、X₁に当事者適格を認めるべきであり、その場合に自称代表者による訴えと社団による訴えは類似必要的共同訴訟とされるのが妥当であるとする。

肯定することができ、この場合、⁽³³⁾ 社団自身にのみ原告適格を認めるべきである。本判決が、X₂自治会が原告となって提起した本件地位確認をを求める訴えの請求認容判決に「対世的効力」を肯定し、X₂自治会の原告適格を肯定したことには賛成できるが、第一審判決及び昭和44年判決と異なり、当事者適格の判断を確認の利益の判断と切り分けて論じている点については疑問が残る。既に述べたとおり、権利能力なき社団が当事者となることで請求認容判決には「対世的効力」を肯定することができるからこそ、紛争の抜本的解決に資するのであるから、確認の利益の存否はX₂自治会（及び組織法上の地位を争う自称代表者）が当事者となっているか否かにかかっており、当事者適格とあわせて確認の利益の存否が判断されるべきであろう。

なお、権利能力なき社団自身が原告となり組織法上の地位の存否の確認をを求める訴えを提起する場合（便宜的に、権利能力なき社団をX、代表者等の地位にあるか否かが問題となっている者をY₁及びY₂、Xの代表者として訴訟を進行する者はY₂とする）、①XがY₁に対し、Y₁が代表者でないことの確認を求める、②XがY₁に対し、Y₂が代表者であることの確認を求める、という2つのパターンが考えられ、⁽³⁴⁾ ②は本判決が肯定した類型である。①は訴訟物たる組織法上の地位の主体であるY₁自身が被告となっており、Y₂がXの代表者として訴訟を進行することを考慮すると、確認の態様はいわば②の裏返しであり、したがって、Y₁が自称代表者として組織法上の地位を争うならば、本件と同様にX及びY₁にそれぞれ原告適格、被告適格を肯定することができると思われる。

【追記】

- *本稿脱稿後に、吉垣実「本件批判」リマークス52号114頁（2016年2月）に新たに接した。
- *本稿は、2015年度早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号2015S-010）による研究成果の一部である。

(33) なお、権利能力なき社団の理事であった者が、第三者が会長の地位にないことの確認を当該第三者及び権利能力なき社団を被告として求める訴えにおいて、被告適格は当該社団にのみ認められると判示したものとして、東京地判平25・6・19判タ1417号348頁がある。

(34) 当事者及び訴訟物たる組織法上の地位を単純に組み合わせれば、③XがY₁に対し、Y₁が代表者であることの確認を求める、④XがY₁に対し、Y₂が代表者でないことの確認を求める、という類型も設定できるが、社団X自身がY₂を代表者としてY₂に訴訟を進行させるにもかかわらず、Y₁が代表者たる地位にあることないしY₂が代表者たる地位にないことを訴訟上主張することは背理であり、このような紛争は想定できないであろう。